

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	13	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	スピノフの実施の円滑化のための適格要件の見直し等組織再編成税制における所要の措置		
要望内容 （概要）	平成29年度税制改正で課税の繰延措置が認められた、特定事業を切り出して独立会社とするスピノフの円滑な実施を図るため、スピノフの準備を目的としたグループ内再編を行う場合を適格組織再編税制の対象に加えるよう、適格要件の見直し等、組織再編成税制における所要の措置を講ずる。		
<u>関係条文</u>	[]		
減収見込額	[初年度] [改正増減収額]	(-) -	[平年度] (-) (単位：百万円)
	ページ	13—1	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>第4次産業革命による技術・社会の変化や国内市場の縮小が進展していく中で、我が国経済が中長期的な成長を実現するためには、企業が事業ポートフォリオの最適化を図ることなどにより、限られた経営資源を適切に配分していくことが重要である。</p> <p>このための取組の一つとして、スピンオフの実施の円滑化のための適格要件の見直し等組織再編成税制における所要の措置を講じることで、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>平成29年6月「未来投資戦略2017」P118</p> <p>3. 「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>i) 中長期的な企業価値向上に向けた取組の一層の推進</p> <p>④事業再編の円滑化</p> <p>第4次産業革命の進展というグローバルな環境変化の中、「稼ぐ力」を高めるためには、コーポレートガバナンス改革の取組の深化と併せ、事業ポートフォリオを機動的に見直し、経営資源を成長性・収益性が見込める事業に振り向けていくことが必要である。このため、株式を活用した再編の促進策も含め、事業ポートフォリオの迅速な転換など大胆な事業再編を促進するための方策について広く関係制度の検討を行い、来年度を目途に必要な制度的対応を講じる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成29年度税制改正において、企業の機動的な事業再編を促進するため、特定事業を切り出して独立会社とするスピンオフを行う際に、譲渡損益や配当についての課税の繰り延べ措置が講じられたところ。スピンオフの準備のために行うグループ内再編が非適格とならないよう適格要件の見直しを行い、スピンオフの実施をより円滑に行うことのできる組織再編成税制とする必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済産業 1-2 新陳代謝
	政策の達成目標	企業の機動的な事業再編を促進するため、特定事業を切り出して独立会社とするスピノフの円滑な実施等を可能とし、経営者による「攻めの経営・投資」の強化を促す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本措置により、スピノフの準備段階で行われる組織再編について、適格組織再編として課税を繰延べることが可能となれば、第4次産業革命に対応した、我が国企業の機動的な事業再編が促進される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—
ページ		13-3

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成29年度 組織再編成税制等に係る所要の見直し
ページ	13—4